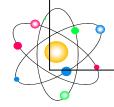
住信 年金情報

PENSION NEWS



(平成21年8月21日)

年金信託部

国際会計基準第 19 号「従業員給付」(IAS19) 割引率設定方法の改正案(公開草案)公表

8月20日に国際会計基準審議会(IASB)から公開草案が公表され、国際会計基準第19号「従業員給付」(IAS19)における割引率の設定方法の改正案が示されました。

公開草案に対する意見の受付は、9月 30 日までとなっており、2009 年 12 月決算で適用することを目指すとのことです。

 $\frac{\text{http://www.iasb.org/News/Press+Releases/IASB+proposes+to+amend+the+discount+rate+for+employee+benefits}}{\text{.htm}}$

改正案の概要

現在、国際会計基準では原則、優良社債を参照して退職給付債務の計算における割引率を決定することとされています。ただし、優良社債の市場に十分な厚みがない国では、国債を参照することが要求されています。(優良社債についてはダブル Λ 格相当の社債を使用する実務となっています。)

今回の改正案では、国債を参照することが削除され、優良社債の市場に十分な厚みがない国でも 優良社債を参照することが提案されています。

(現在の取扱い)

優良社債の市場に厚みがある国…優良社債を参照して割引率を決定 優良社債の市場に厚みがない国…<mark>国債</mark>を参照して割引率を決定

(改正案)

優良社債の市場に厚みがある国…優良社債を参照して割引率を決定

優良社債の市場に厚みがない国…優良社債(※)を参照して割引率を決定

※ 優良社債利回りの推定方法は、別の規定(国際会計基準第39号「金融商品:認識及び測定」)を参照する案となっております。

日本の企業における影響

日本基準では、割引率の決定にあたって「安全性の高い長期の債券利回り」を参照することとされています。具体的には長期の国債、政府機関債のほかに優良社債(ダブルA格相当以上の社債)などを用いることが認められており、実際には国債の利回りが参照されるケースが多い模様です。

国際会計基準とのコンバージェンス(収斂)が進められているという背景から、今回の改正が提案通りに行われた場合は、日本基準や各企業の対応に影響が生じると思われます。具体的には、国債の利回りを割引率として採用している企業が、優良社債に変更した場合は、一般的に国債の利回りよりも優良社債の利回りの方が高いことから、退職給付債務の額の減少要因となります。



(以上)